Public Medical Hubシステム等における情報連携事務等に関する委託契約書

※　今後、変更の可能性あり

　デジタル庁がPMH（医療費助成）先行実施事業（以下「先行実施事業」という。）として運営するPublic Medical Hub（以下、「PMH」という。）及び社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）が設置、運営するオンライン資格確認等システム（以下「資格確認システム」という。）及び医療保険者等向け中間サーバー等（以下「中間サーバー等」という。）を利用した、先行実施事業を実現するために必要となる事務について、デジタル庁に委託することに関し、○○市とデジタル庁は、次のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

## （委託事務）

1. 〇〇市は、PMHを活用した先行実施事業を実現するために必要となる事務において、以下の各号に掲げる事務の運用をデジタル庁に委託することとし、また、その一部についてはデジタル庁からPMH運用・保守委託事業者及び支払基金に再委託をする。
2. PMHにおける情報連携事務

PMHにおいて、医療機関等におけるオンラインでの有効な対象者情報等の確認、〇〇市との必要な情報連携、対象者情報等の管理その他先行実施事業を実現するために必要となる情報連携を実施すること。

1. 中間サーバー等における情報連携事務

資格確認システムとPMHが連動するための識別子（以下単に｢識別子｣という。）の採番処理及び当該識別子を資格確認システムに提供をすること。

1. 資格確認システムにおける情報連携事務

医療機関等からの照会に対して、資格確認システムにより資格情報等とあわせて識別子の提供を行うこと。

1. デジタル庁は、前項各号により受託した事務のうち、一号に掲げる事務については PMH運用・保守委託事業者に、二号及び三号の事務を支払基金に、それぞれ再委託するものとする。この場合において、一号及び二号の事務については特定個人情報及び個人番号を取り扱う事務であることから、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）（以下「番号利用法」という。）第１０条第１項に基づいて行うものとする。
2. 第1項各号の事務の再委託及び再委託先の更なる委託（これ以降の全ての委託を含む。）については、別紙１｢委託関係の履行体制図｣（注：追って提示予定）によるものとし、別紙１に掲げる受託者への再委託及び再委託先の更なる委託（これ以降の全ての委託を含む。）に当たり必要となる〇〇市の許諾及びその報告（第5条に規定する｢報告｣をいう）については、本契約の締結をもって行うものとする。
3. PMH運用・保守委託事業者及び支払基金が受託し実施する、第1項各号に掲げる事務の開始日は、ア PMH運用・保守委託事業者及び支払基金がデジタル庁と協議の上、別途定めるものとする。
4. ○○市は、第１項の規定により同項各号に掲げる事務を委託する場合は、他の先行実施事業に参加する地方公共団体並びに社会保険診療報酬支払基金法第一条に規定する保険者及び法令の規定により医療に関する給付その他の事務を行う者であって厚生労働省令で定めるものと共同して委託するものとする。

## （状況の確認）

1. 〇〇市は、この契約の実施に必要な限度において、デジタル庁に関する帳簿書類の閲覧、説明の要請及び報告の徴収を行うことができるものとする。

## （特定個人情報等の利用等）

1. デジタル庁は、特定個人情報及び個人情報（以下｢特定個人情報等｣という。）を、本契約のために直接には取り扱うことはしないものとする。
2. 〇〇市は、｢マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン｣を遵守した特定個人情報等を提供するものとする。
3. PMH運用・保守委託事業者及び支払基金は、デジタル庁から再委託を受けた事務の範囲内に限り、特定個人情報等を利用できるものとし、提供できる特定個人情報等の範囲については、業務上、最低限必要な範囲のみとし、それ以外の提供は一切認められない。
4. PMH運用・保守委託事業者及び支払基金は、この契約による業務遂行に当たり、 PMH運用・保守委託事業者及び支払基金が知り得た特定個人情報等の取扱いについては、別紙２「特定個人情報等に係る取扱い」によるものとする。

## （善良なる管理者の注意義務の遵守）

1. デジタル庁は、この契約による業務遂行に当たり、特定個人情報等の事務を取り扱う職員への指導監督及び教育指導等を行い、業務趣旨に従い誠実かつ善良なる管理者の注意をもって処理を行うものとする。

## （再委託の報告）

1. デジタル庁は、第１条に定める委託事務（特定個人情報等の取扱いに係る事務を除く。）について、更に委託を行う場合は、〇〇市へ事前に報告するものとする。委託先が更に委託を行う場合（これ以降の全ての委託を含む。）も同様とする。ただし、特定個人情報等の取扱いに係る事務の再委託等については、第３条によるものとする。

## （契約不履行による解除）

1. この契約の当事者のいずれか一方がこの契約による義務を履行せず、事業執行に著しく支障を来し、又は来すおそれがあると認めるときは、その当事者の相手方はこの契約を解除することができるものとする。

## （損害賠償）

1. この契約の当事者のいずれか一方が契約に違反し、相手方に損害を与えた場合であって、その当事者に帰責理由がある場合は、相手方に対する損害賠償の責任を負うものとする。

## （有効期間）

1. 本契約の有効期限は、契約締結日から令和８年３月31日までとする。ただし、本契約の有効期限が満了する日の1か月前までに、本契約の当事者のいずれからも書面により本契約を更新しない旨の意思表示が行われない場合、本契約は自動的に1年間更新されるものとし、以降もまた同様のものとする。

## （紛争等の協議）

1. この契約条項又はこの契約に定めのない事項について、紛争又は疑義が生じたときは、費用負担等を含め、双方で協議の上、解決するものとする。

## （協議事項）

1. 本契約に定めのない事項その他本契約の条項に関し疑義が生じたときは、〇〇市、デジタル庁は誠意をもって協議の上、解決するものとする。

本契約締結の証として、本書２通を作成し、すべての契約担当者が記入のうえ、各自1通を保管する。

令和７年　　月　　日

●●県●●市●●１－１－１

●●

　　●●　●●

デジタル庁

国民向けサービスグループ

　　　　　参事官